

インタビュー

# オープンAPIが日本のフィンテックを進展させる

**法制度を整備し、金融機関とフィンテック企業の有機的な連携を後押し**

金融庁は、昨年開催した金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」での検討を経て、今国会にオープンAPIの促進を目的の一つとする銀行法等の改正法案を提出した（5月26日成立）。オープンAPIは、たんに金融機関のシステムをフィンテック企業が利用するというものではない。金融機関とフィンテック企業に有機的な連携を促し、従来の金融サービスにイノベーションをもたらす革新的な技術ととらえている。今回の法律はオープンAPIの取組みを後押しする制度整備であり、これによつて日本における金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーションが進展していくことを期待している。

## 日本では銀行システムの活用が重要

——今国会で成立した銀行法等の改正法では、オープンAPIの促進が柱の一つになつてゐる

世界的な動きとして、伝統的な金融業以外のプレイヤーがIT技術を駆使して金融サービスの展開に次々と乗り出している。

この動きは、金融業の姿を大きく変えつつあると思つていて。

日本においても、従来型の金融機関が機動的にIT技術を取り込んでいかないと、金融ビジネスにおける競争力の低下を招くおそれがある。

ただし、日本では、銀行口座の保有率が高く、銀行システムによるネットワークが高度に発

金融庁 総務企画局  
信用制度参事官  
**井上 俊剛**



この動きは、金融業の姿を大きく変えつつあると思つていて。日本においても、従来型の金融機関が機動的にIT技術を取り込んでいかないと、金融ビジネスにおける競争力の低下を招くおそれがある。

世界的な動きとして、伝統的な金融業以外のプレイヤーがIT技術を駆使して金融サービスの展開に次々と乗り出している。

ただし、日本では、銀行口座の保有率が高く、銀行システムによるネットワークが高度に発達している。銀行口座をもたない人が相当数いる諸外国と比べると銀行インフラ環境が大きく異なる。こうした国では銀行サービスを受けていない人向けにフィンテックが提供されている側面がある。一方、日本にはすでに充実した銀行インフラがあるのだから、日本でフィンテック企業が金融機関から情報を取得する手段である「オープンAPI」の促進が重要な施策と

なる。

## 課題だつた利用者保護ルールを整備

——「利用者保護」が重要な論点となつていたのはなぜか

現在、フィンテック企業が金融機関の出入金明細データなどを取得する手法として「スクレーピング」という技術が一般に用いられている。この技術は、フィンテック企業が顧客のIDやパスワードを預かる必要がなくなる。また、改正法では利用者保護の観点から、フィンテック企業が金融機関の口座情報にアクセスしてサービスを提供する場合には、まずは契約を締結することを義務付けており、その契約内容として損失が生じた場合の両者間の責任分担ルール等を定めて、それを公表することを規定している。

すでに全国銀行協会でも「オペンAPIのあり方に関する検討会」が開催されており、責任分担ルールなどの基本的な考え方には、「中間的な整理（案）」のなかである程度示していくだけである。そこでは、たとえば、フィンテック企業が利用約款等で過失責任も負わないなどと定め、実質的に利用者に対する補償や返金責任が果たせないおそれがある場合、消費者契約法等の最も重要な課題になっていた。こうした課題に対し、API接続は、金融機関がフィンテック企業にアクセス権限を付与したうえで、フィンテック企業が個別にデータを取得する手法であるため、フィンテック企業が顧客のIDやパスワードを預かる必要がなくなる。また、改正法では契約事項を定めていただけれどと思う。金融庁としても適切な利用者保護が図られるよう、今後の議論の推移や状況を注意深く見守つていきたい。

## 契約関係に基づく対等なビジネスパートナー

——改正法で、API接続先の「登録制」を課した狙いは

金融機関とフィンテック企業との連携・協働は進んでいるものの、その動きはまだ一部にとどまっている。その背景には、そもそも多くの業者が、金融機関の連携・協働として認知されていないということが指摘されている。そこで改正法では、利用者から委託を受けて、金融機関に決済指図の伝達をしたり、金融機

関から口座情報を取得したりする者を「電子決済等代行業者」と位置付け、簡素な登録制を導入することとした。「適切な人材構成」「情報の適切な管理」「必要に応じた財務要件」など、最低限の登録要件を求めることで、金融機関が安心してフィンテック企業との連携を行えるようになることが狙いだ。

述べたとおり、まずは金融機関と電子決済等代行業者との間で契約を結ぶことになるが、これには利用者保護というほかに、イノベーションをよりよくいかたちで進めていくための「工夫」という意味合いがある。いかたちで進めていくための「工夫」という意味合いがある。欧州の金融規制に「PSD2」と呼ばれる決済サービス指令があるが、そこではフィンテック企業との接続に関する金融機関に原則受諾義務を課している。一方、日本では、金融機関とフィンテック企業が契約関係に基づく対等なビジネスパートナーとして連携・協働を進めていくことができるような法整備を行つた。また、小規模な業者などを金融機関が差別的に排除しな

い工夫として、接続に係る方針を金融機関があらかじめ策定し、ウェブサイト等で公表してもらうこととした。これによりフィンテック企業からすれば、どの金融機関に接続することが自分たちにとって望ましいのかがわかるようになる。

——金融機関には、オープンAPIの基盤構築にかかるコストを懸念する向きもある。

フィンテック企業からAPI接続料を徴収することで、APIの基盤構築費用を賄うこと

想定している金融機関もあるやに聞いている。しかし、接続料の有無や水準については、オーブン・イノベーションを進めていくという趣旨をふまえて、関係者間で適切に設定されることを期待したい。かりにフィンテック企業が金融機関に接続するにあたり、高額な接続料を求められた場合、小規模なフィンテック企業などは接続がむづかしくなり、連携を阻む要因となる。

逆に、高額な接続料を求める金融機関はフィンテック企業から連携先として選ばれなくなり、競争力が低下していくだろう。

オープンAPIを巡っては、金融機関、フィンテック企業、あるいはITベンダーといった関係者がいると思うが、「どういった情報をやりとりするのか」「提供するAPIが参照系か更新系か」などをふまえて適切に関係者の間で話し合い、接続料の有無や水準を決めていただくことが望ましいのではないか。

## 金融機関のビジネスモデル変革も

——オープンAPIを通じて、日本の金融サービスにイノベーションはもたらされるか

オーブンAPIは、たんに金融機関のシステムをフィンテック企業が利用するというものではない。金融機関がフィンテック企業と連携してIT技術の進展を取り込むことが大きなポイントであり、それによって金融機関のビジネスモデルが変わっていくことは十分考えられること

PIは、従来にはない顧客との接点を確保できるメリットがある。外部のフィンテック企業の技術を取り込むことで、

そうした顧客に対してサービスを提供できるようになり、さらにはフィンテック企業が生み出すサービスを通じて利用者利便の大幅な向上を図ることができるのではないか。今回の銀行法等の改正法は、こうしたオープンAPIの進展を後押しする制度整備であり、金融厅としてもオープンAPIができるだけ普及するよう努めていきたい。

われわれとしては、法律の施行に向けて、インターネットバンキングを実施しているすべての金融機関にオープンAPIの導入に向けた働きかけをしていくと申し上げている。そのようななかでフィンテック企業との連携が進んでいき、安全で多様なフィンテックサービスが展開される動きが加速していくことを期待している。

**(聞き手・本誌 磯山智美)**

いのうえ としだけ

91年東京大学法学部卒、大蔵省入省。13年総務企画局企画課調査室長、14年監督局証券課長、15年監督局保険課長、16年から現職。